

令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針(案)

茅ヶ崎市青少年対策基本方針に基づき、子どもたちを取り巻く社会環境が多様化・複雑化する中で、青少年が可能性の幅を広げ、主体的に活動できるよう、次のとおり青少年対策を実施し、青少年の育成活動を推進する。

1 家庭における青少年育成への支援

(1) 正しい知識の普及と学習機会の拡充

ア 青年事業

青年の健康な余暇活動推進の一環として、オンラインの活用を含めた様々な学習機会を提供し、知識及び技能の習得及び向上、世代間交流を図る。

イ 親子事業

子どもと保護者が同じテーマで学習することによって共通の話題を持ち、相互のふれあいを図る。

ウ 子ども事業

集団行動を通して自発性や社会性を育み、広域の児童の文化活動や仲間づくりの促進を図る。

エ 交流事業 地域・国際の理解を深め、交流を促進する。

(2) 放課後等の青少年の居場所づくりの充実

ア 小学校ふれあいプラザ事業の充実

イ 放課後児童クラブの運営

ウ 地域における青少年の居場所づくり

2 学校教育の充実

- (1) 地域の教育資源を活用した教育活動の推進
- (2) 児童・生徒指導の充実
- (3) 青少年教育相談の充実
- (4) ICT 環境を活用した学習活動の推進
- (5) 特別支援学級の全校設置

3 地域社会の健全育成機能の強化及び社会教育の充実

- (1) 青少年健全育成施設の有効利用の促進
- (2) 青少年指導者の養成
- (3) 青少年団体活動等の充実
- (4) 青少年の健全育成のための地域活動等の充実

(裏面あり)

4 青少年の非行防止のための地域活動の充実

- (1) 地域の広報啓発活動の推進
- (2) 非行の未然防止活動の充実
- (3) 有害環境の浄化の促進等

5 子どもの安全を守る取組の推進

- (1) 啓発活動の充実
- (2) 学校における取組の充実
- (3) 地域活動への支援
- (4) インターネットトラブル等に対する取組の充実